

会 議 録

1 会議名

令和7年度 諏訪区、津有区、高士区合同地域協議会

(第3回諏訪区地域協議会、第4回津有区地域協議会、第6回高士区地域協議会)

2 議題 (公開・非公開の別)

(1) 報告事項 (公開)

① 津有・高士・諏訪区新保育園整備事業の進捗状況について

② 公の施設の使用料等の見直しについて

3 開催日時

令和7年9月25日(木) 午後6時30分から午後7時12分まで

4 開催場所

津有地区公民館 大会議室

5 傍聴人の数

2人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者 (傍聴人を除く。)

- ・ 諏訪区：池田委員、川上(賢)委員、川上(俊)委員、寺田副会長、西嶋委員、
星野委員、山岸委員、山田会長 (欠席4名)
- ・ 津有区：青木委員、石黒副会長、近藤委員、竹内委員、中島会長、服部委員、
藤井(光)委員、丸山(明)委員、丸山(孝)委員、山本委員 (欠席2名)
- ・ 高士区：上野副会長、上野(美)委員、塩尻委員、高橋会長、田中委員、
塚田(幸)委員、塚田(誠)委員、日向副会長、山口委員 (欠席3名)
- ・ 幼児保育課：黒津課長、徳永副課長、檜木主事
- ・ 資産活用課：竹下課長、藤野主事
- ・ 事務局：中部まちづくりセンター 井守所長、村山副所長、渡邊係長、鈴木主事

8 発言の内容 (要旨)

【村山副所長】

- ・ 上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の

出席を確認、会議の成立を報告

開会前に、議長の選任を行う。本日は、諏訪区、津有区、高士区の 3 区合同の地域協議会である。同条例第 8 条第 1 項の規定により、議長は会長が務めること、また同条第 4 項の規定により、会議に関し必要な事項は、それぞれの地域協議会が定めるとしていることから、事務局腹案で、議長は 3 区のうち高士区の高橋会長から務めていただき、会議録の確認は諏訪区、津有区から行っていただくこととしてよいか。

(よしの声)

それでは、議長を高士区の高橋会長にお願いする。高橋会長には、会議開催の報告をお願いする。

【高士区 高橋会長】

・会議の開会を宣言

【村山副所長】

初めに、当センター所長が挨拶する。

【井守所長】

・挨拶

【村山副所長】

議題の審議に入る。ここからの進行は、高士区の高橋会長にお願いする。

【高士区 高橋会長】

・会議録の確認：諏訪区星野委員、津有区丸山(孝)委員に依頼

次第 3 議題「(1) 報告事項」の「①津有・高士・諏訪区新保育園整備事業の進捗状況について」に入る。幼児保育課の説明を求める。

【幼児保育課 黒津課長】

・挨拶

【幼児保育課 徳永副課長】

・資料No.1 に基づき説明

【高士区 高橋会長】

ただ今の説明について、質問はあるか。

【津有区 丸山(明)委員】

整備着手後 4、5 年先に開園するとのことだが、その間に子どもの人数が更に減ることが想定される。その場合、他の保育園との統合なども見越しての計画なのか。

【幼児保育課 徳永副課長】

4、5年経つと、津有区、高士区、諏訪区の子どもの数が更に減り、かつ保育園に通う園児数も減ってくることは見込んでいる。それを踏まえた上で、来年度以降に予定している保育園の設計に着手していきたいと考えている。

今後、更に園児数が減少したときに、どのように捉えていくのかについてだが、現時点で津有区、高士区、諏訪区の雄志中学校区を範囲としたこの保育園は、上越市全体で見たときに、高田地区の東側における地域の核となる基幹的な保育園として、しっかり保持していくことを基本に考えている。

また、更に広域に統合することについて、想定はしているがその時の状況に応じて適切なやり方を検討していきたい。

【高士区 高橋会長】

他に質問はあるか。

(発言無し)

質問が無いようなので、以上で次第3 議題「(1) 報告事項」の「①津有・高士・諏訪区新保育園整備事業の進捗状況について」を終了する。

・幼児保育課退席

次に、次第3 議題「(1) 報告事項」の「②公の施設の使用料等の見直しについて」に入る。資産活用課の説明を求める。

【資産活用課 竹下課長】

・資料No.2、No.3 に基づき説明

【高士区 高橋会長】

ただ今の説明について、質問はあるか。

【津有区 藤井(光)委員】

リージョンプラザ上越の指定管理者の経費過大記載の問題について、経緯をお聞きたい。

【資産活用課 竹下課長】

リージョンプラザ上越の件については、公益通報制度により、指定管理者が市に対して虚偽の実績報告を行っているのではないかという情報があり、市が調査を行った。その調査結果をもとに、市から公認会計士や弁護士などの専門家に調査を依頼し、1年ほど調査に時間を要したが、今年度、専門家からの調査結果をいただいた。その内容を確認

すると、指定管理者側は悪意を持って実績報告をしたわけではなく、自分たちはこれが正しいという考えに基づいて、市に実績報告を行ったものであり、故意に虚偽報告をしたものではないと、専門家の方々は判断をした。

ただ、指定管理者からの実績報告値を基に、市は更新時の指定管理料を算定しているので、その値が間違っていると、次の期間の指定管理料の積算を誤ってしまう。計算したところ、約 3 千万円、誤っていたことが判明したので今、指定管理者に対してその 3 千万円を返還するよう請求している。

【津有区 藤井(光)委員】

指定管理者を入札で決定しているのか。仮に指定管理者が何十年も継続していると、そういう問題が出てくるのではないか。

【資産活用課 竹下課長】

指定管理者制度は、一般的な価格のみで決定するものではない。例えば、特定の期間の指定管理を行うに当たり、どのぐらいの指定管理料で受けるのか、その期間はどのような事業計画、収支計画で行うのか、それらをプロポーザル方式で公募する。そこで手を挙げた事業者について、専門家や地域の代表者からなる選定委員会が審査し、指定管理者を決定する。

先ほどの専門家からは、指定管理者側からの実績報告について、市のチェックが甘かったのではないかという指摘を受けているので、今後は指定管理者に対する調査であるモニタリングの強化を図ることや、実際にモニタリングを行う市職員の能力を高める研修を行うなど、指定管理者制度の運用面の見直しを進めている。

【津有区 藤井(光)委員】

収支が黒字の場合は指定管理者の利益となり、マイナスの場合は市が補填するのか。

【資産活用課 竹下課長】

指定管理者制度は、特定の期間に対してこの金額で市に代わって管理を受託する制度なので、黒字であれば指定管理者の利益、マイナスであれば指定管理者のマイナスになることが基本である。

【津有区 藤井(光)委員】

指定管理者制度は理解しにくい。リージョンプラザも制度導入の当初から今までずっと同じ業者で、他の施設も多分同じだと思う。ある程度公平性を保つためにも、他の業者も含めて検討した方が良いのではないか。

【資産活用課 竹下課長】

先ほど指定管理者制度の運用面の見直しについて説明したが、ご承知のとおり指定管理者を公募しても同じ事業者しか応募がなく、それが続くというのが最大の課題と考えている。そのため、全国的にどのように提案者を増やしているのか、そういう事例も収集し、専門家の意見も伺いながら、公募時に複数者から参加していただけるような見直しも検討している。

【津有区 服部委員】

施設使用料について、現在、減免対象になっている団体は今後どうなるのか。

【資産活用課 竹下課長】

減免制度の見直しの内容については、まだ明確に決めていない。

町内会の皆様は公共的団体なので、一般的に町内会として利用する場合や、地域振興のために設立された団体が公の施設を使う場合は、ほぼ 100 パーセント免除で運用している。恒常的に地域振興、スポーツ振興に取り組んでいる団体が約 350 あり、登録制という形で認定し、そのような団体が公の施設を使う場合には 100 パーセント免除又は 50 パーセント減額が適用される。

今後、その取扱いを団体の皆様方と意見交換を行いながら減免制度を見直していかなないと、維持管理経費は上がっていくのに、減免で本来得られる金額に全然届かない状況となる。減免制度の見直しも大きな課題と考えている。

【高士区 高橋会長】

他に質問はあるか。

(発言無し)

質問が無いようなので、以上で次第 3 議題「(1) 報告事項」の「②公の施設の使用料等の見直しについて」を終了する。

・資産活用課退席

次に、次第 4 その他「(1) 次回開催日程」とあるが、この後の研修後、区毎に次回の開催日程を確認することとする。

以上で次第 4 その他「(1) 次回開催日程」を終了する。

次に、次第 4 その他の「(2) その他」に入る。

その他、何かあるか。

(無しの声)

- ・会議の閉会を宣言

9 問合せ先

総合政策部 地域政策課 中部まちづくりセンター

TEL : 025-526-1690

E-mail : chubu-machi@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。